鳥取県立図書館構内高木剪定業務仕様書

1　業務の名称

鳥取県立図書館構内高木剪定業務（以下「業務」という。）

2　業務の場所

鳥取県鳥取市尚徳町 101　鳥取県立図書館構内（別添位置図のとおり）

3　業務期間

契約締結の日から令和９年３月 25 日まで

4　業務の目的

図書館構内の高木は、植栽後の生長により樹高が 10ｍを超え、枯れ枝が多く見られることから、枯れ枝の落下により施設利用者及び通行者が事故に遭うおそれがある。本業務は、これらの高木の芯止め及び枝払いを行い、次の２点を目的とする。

（１）枯れ枝の落下による事故を防止すること。

（２）強剪定により樹高を下げ、樹冠を整えること。

5　対象樹木

対象樹木は次のとおりとし、位置は別添位置図による。

樹種	位置図番号	本数	仕上がり樹高（目安）	主な作業方法
ケヤキ	1～7	７本	８ｍ内外	仮設足場
クスノキ	1～3	３本	８ｍ内外	仮設足場
メタセコイヤ	1、2	２本	８ｍ内外	仮設足場
メタセコイヤ	3、4	２本	８ｍ内外	高所作業車
合計		14 本		

6　業務の内容

（１）芯止め

対象樹木の主幹を芯止めすること。仕上がり樹高は８ｍ内外とし、監督員と協議の上決定する。

（２）枝払い・枝抜き

芯止め後の樹形のバランスを考慮し、横枝の切り詰め及び枝抜きを行うこと。

（３）枯れ枝・危険枝の除去

枯れ枝、折損枝その他落下のおそれのある枝を除去すること。

（４）仮設足場の設置及び撤去

ケヤキ、クスノキ及びメタセコイヤ（１、２）の作業のため仮設足場を設置し、作業完了後に撤去すること。仮設足場の高さは８ｍ内外とし、監督員と協議の上決定する。

（５）発生材の運搬及び処分

剪定により発生した枝葉等を場外に搬出し、適正に処分すること。

7　作業方法

（１）剪定の方法

ア　芯止め及び枝の切り詰めは、枝分かれ部の直上で行う切り返し剪定を基本とし、枝分かれや芽のない位置で切るぶつ切りは行わないこと。

イ　切り口は断面が最小となるよう鋭利な刃物で切断し、ささくれが生じないようにすること。太枝の切り口には、必要に応じて癒合剤を塗布すること。

ウ　剪定後の樹木の健全な生育と、翌年度以降の管理（胴吹き枝の整理等）に支障がないよう、樹形の骨格となる枝を適切に残すこと。

（２）高所作業の方法

ア　ケヤキ、クスノキ及びメタセコイヤ（１、２）は、高所作業車が進入できない箇所にあるため、仮設足場（高さ８m内外。監督員と協議の上決定）を設置し、作業の安全を確保した上で足場上から作業を行うこと。

イ　メタセコイヤ（３、４）は、高所作業車により作業を行うこと。

ウ　仮設足場の組立て、解体及び変更は、足場の組立て等作業主任者の指揮のもと、労働安全衛生規則に基づき行うこと。

（３）切断枝の取扱い

切断した枝は、ロープによる吊り下ろし等により地上へ下ろし、投げ落とさないこと。また、施設、植栽、車両及び通行者に損傷を与えないこと。

（４）作業中止の基準

強風、降雨、降雪等により作業の安全が確保できないとき、又は切断枝が車道等へ飛散するおそれがあるときは、作業を中止すること。

8　安全対策及び交通規制

（１）作業時間

作業時間（通行規制を行う時間）は、原則として平日の午前９時から午後５時までとする。朝の通勤時間帯は規制を行わないこと。土曜日、日曜日及び祝日に作業を行う場合は、監督員と協議すること。

（２）通行規制

ア　作業中は、作業区域に面した図書館敷地内の通路及び歩道を通行止めとし、バリケード、カラーコーン、看板等により作業区域を明示すること。

イ　歩行者は、建物の反対側又は横断歩道により道路向かいの歩道へ迂回するよう誘導すること。

ウ　通行止め区間に交通誘導警備員を常時１名以上配置すること。また、枝を下ろす際は、高所の作業員の合図により警備員が歩行者を一時停止させること。

エ　車道側で作業を行う場合は、必要な車線規制を行い、交通誘導警備員を追加して配置すること。

（３）関係機関への手続

道路使用許可その他作業に必要な許可等の手続は、受注者が行うこと。なお、手続に要する費用は受注者の負担とする。

（４）労働災害の防止

受注者は、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、高所作業における墜落制止用器具の使用等、労働災害の防止に努めること。

9　利用者等への周知及び苦情等への対応

（１）工事看板

ア　受注者は、作業開始の７日前までに、作業区域付近の見やすい場所に工事看板を掲示すること。
イ　工事看板には、作業期間、作業時間、作業内容、通行止めの範囲、受注者名及び連絡先を記載すること。
（２）説明看板
ア　受注者は、施設利用者及び通行者に剪定の目的を周知するため、作業開始の 10 日前までに、作業区域付近の見やすい場所２か所に説明看板を設置すること。
イ　説明看板には、次の事項を記載すること。
（ア）剪定の目的（枯れ枝の落下による事故の防止及び通路の安全確保）
（イ）樹木を大幅に切り詰める理由（樹高が 10ｍを超え枯れ枝が多いため、安全確保のため樹高を下げる必要があること）
（ウ）剪定直後は見た目が変わるが、数年で自然な樹形に回復する見込みであること
（エ）発注者名（鳥取県立図書館）及び問合せ先
ウ　説明看板の名義は発注者とし、文面及びデザインは、設置前に監督員の承諾を得ること。
エ　説明看板は、業務期間の末日まで掲示し、その後速やかに撤去すること。
（３）苦情等への対応
作業に関して利用者又は近隣住民から苦情又は意見があったときは、丁寧に対応し、遅滞なく監督員に報告すること。

10　作業従事者の資格

高所作業車の運転、仮設足場の組立て等、伐木等の業務（チェーンソーの使用）その他資格又は特別教育を要する作業は、当該資格を有する者又は当該特別教育を修了した者に行わせること。

11　発生材の処分

剪定により発生した枝葉等は、関係法令に従い受注者の責任で適正に処分し、可能な限り再資源化に努めること。

12　完了検査及び委託料の支払

（１）受注者は、業務が完了したときは、業務完了後２週間以内又は業務期間の末日のいずれか早い日までに業務完了報告書を発注者に提出すること。
（２）発注者は、業務完了報告書を受理した日から 10 日以内又は令和９年３月３１日のいずれか早い日までに完了検査を行う。
（３）委託料は、完了検査合格後、受注者の請求に基づき一括して支払う。

13　損害の負担

業務の実施に伴い生じた損害は、受注者の責任において処理すること。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

14　その他

（１）作業日程は、施設の運営に支障が生じないよう監督員と十分協議の上決定し、施設の運営上変更の必要が生じたときは監督員の指示に従うこと。
（２）業務実施のための水道、電気及び作業用車両の駐車場を、監督員と協議の上、無償で利用することができる。

（３）一括委任又は一括下請負は禁止する。再委託を行う場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。
（４）この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議して定めるものとする。
（５）この仕様書において監督員とは、発注者が本業務の監督のために指定する職員をいう。
（６）　個人情報の保護及び秘密の保持

ア　受注者は業務実施に際して知り得た発注者に関する事項や個人情報等については、別紙「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。業務を終えた後、又はその職から退いた後も同様とする。

イ　受注者は業務遂行により、知り得た秘密及び鳥取県の事務事業で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

ウ　受注者は（３）の規定により業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、当該受託者等に対してイの規定を遵守させなければならない。

（７）疑義

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、係員と協議して定めるものとする。

（別紙）

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第３条　乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第４条　乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第５条　乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

２　前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第６条　業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

２　乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第７条　乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（安全管理措置）

第８条　乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（研修実施時における報告）

第８条の２　乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

２　第５条第１項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第９条　乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

２　甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（個人情報の返還等）

第 10 条　乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

２　前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

３　乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第 11 条　乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項 の遵守状況について甲が指定する方法で報告しな ければならない。

２　第５条第１項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第 12 条　甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第 13 条　乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和４年鳥取県条例第 29 号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

２　乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

３　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第 14 条　甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第 15 条　乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第２条第１項第６号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第２条から前条までと同様とする。

（注）　甲は鳥取県、乙は受注者をいう。